香川高等専門学校人事委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

（趣旨）

第１条　この規程は，香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第２項の規定に基づき，人事委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　委員会は，教員の定員充足状況を把握し，本校の将来計画を踏まえた教員配置計画の基本方針を審議し，教員の定員管理の円滑化を図ることを目的とする。

（審議事項）

第３条　委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

一　教員配置計画の基本方針に関すること。

二　教員の選考に関すること。

三　教員貢献度の点検・評価に関すること。

四　教員の表彰に関すること。

五　非常勤講師の選考に関すること。

六　その他教員の人事に関すること。

（組織）

第４条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一　校長

二　副校長

三　教務主事

四　専攻科長

五　各専攻長

六　各学科長

七　事務部長

（運営）

第５条　委員会に委員長を置き，前条第１号の委員をもって充てる。

２　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

３　委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（人事審査会）

第６条　委員会に教員の採用について審議するため人事審査会を置くことができる。

２　人事審査会は次に掲げる者をもって組織する。

一　人事委員会委員（選考を行おうとする学科(以下「当該学科」という。)以外の学科）　１名

二　当該学科の教授　２名（教授選考以外は准教授も可）

三　前号の教授が不在の場合は委員長が指名する。

四　その他委員長が必要と認めた者

３　人事審査会には主査を置き，前項第１号の委員をもって充てる。

４　主査は，人事審査会を招集し，その議長となる。

５　人事審査会は，その審議内容を委員会に報告するものとする。

６　人事審査会委員の任期は，当該教員の選考が終了するまでとする。

（学内昇任審査会）

第７条　委員会に教員の学内昇任及び配置換について審議するため学内昇任審査会を置くことができる。

２　学内昇任審査会は次に掲げる者をもって組織する。

一　校長

二　副校長

三　教務主事

四　その他委員長が必要と認めた者

３　学内昇任審査会は，その審議内容を委員会に報告するものとする。

（議事）

第８条　委員会は，委員の３分の２以上が出席しなければ，議事を開き，議決することができない。ただし，緊急を要する議事等については，メール会議等により議決することができる。

２　委員会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第９条　委員長は，必要があるときは委員以外の者を出席させることができる。

（守秘義務）

第 10 条　委員会，人事審査会及び学内昇任審査会における審議事項は非公開とし，委員は審議事項を他に漏らしてはならない。

（事務）

第 11 条　委員会，人事審査会及び学内昇任審査会の事務は，総務課において処理する。

（その他）

第 12 条　この規程に定めるもののほか，委員会，人事審査会及び学内昇任審査会の運営に関し必要な事項は，校長が定める。

附　則

この規程は，平成 21 年 10 月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成 23 年４月 27 日から施行する。

附　則

この規程は，平成 26 年６月 26 日から施行し，平成 26 年５月 29 日から適用する。

附　則

この規程は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和６年７月 18 日から施行する。

附　則

この規程は，令和７年９月４日から施行する。